

城西大学学友会

城西大学学友会

学 友 会 規 約

学術団体協議会規約

體 育 會 本 部 規 約

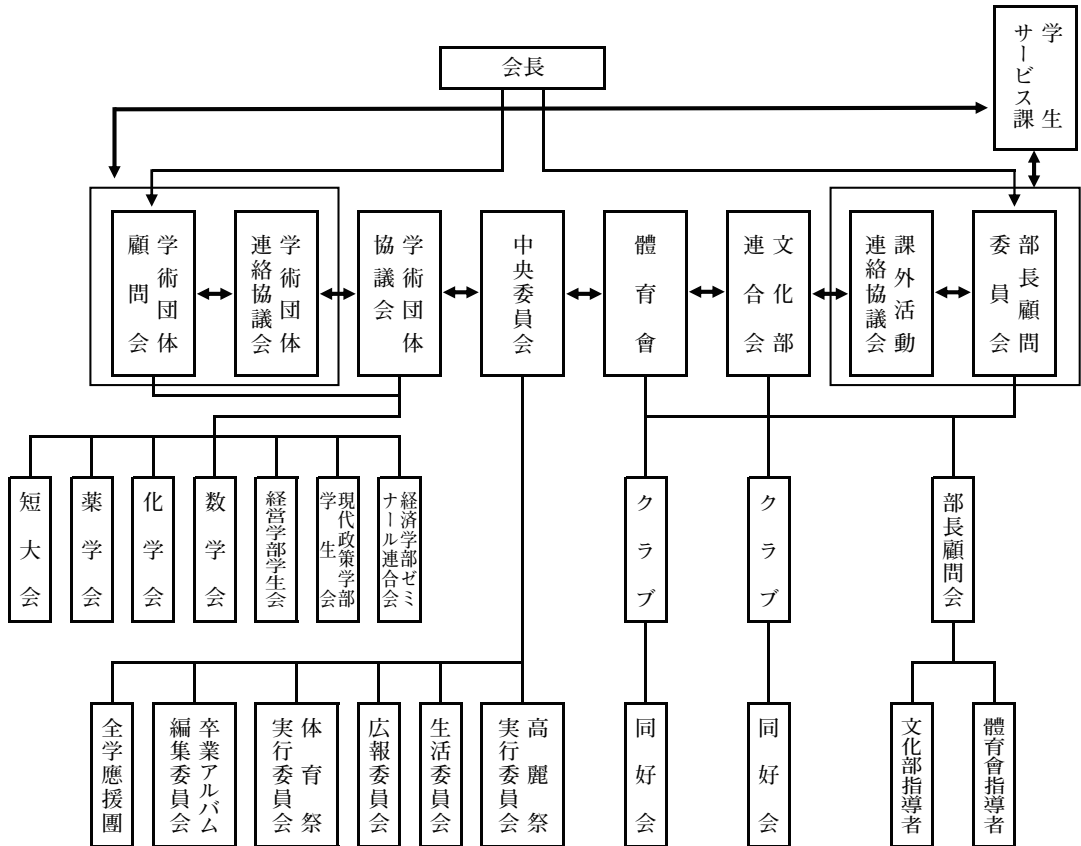
文 化 部 連 合 会 会 則

中 央 委 員 会 規 約

学術団体顧問会規約

課外活動部長顧問会規約

学 友 会 組 織 図



城西大学学友会規約

城西大学学友会は会員相互の自主的活動により、学術文化、体育の向上を図り、併せて会員相互の人格の高揚を志向すると共に、本学躍進の発展に資することを目的としてこの規約を定める。

第1章 総 則

第1条 本会は城西大学学友会と称し、本部を埼玉県坂戸市けやき台1-1、城西大学内に置く。

第2条 本会の会員は次の2種から構成する。

1. 正会員

2. 賛助会員

第3条 正会員は城西大学（短期大学を含む）の全学生とする。

第4条 賛助会員は城西大学の役員、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び主事補以上の職員ならびに父母後援会役員代表とする。

2 賛助会員は城西大学卒業生として、本会の主旨に賛同し所定の手続きを経たものとする。

第5条 賛助会員の本会における地位は本会の健全円滑な運営のための助言者又は協力者である。

第6条 課外活動の目的達成のための指導助言者として、学友会に属する各クラブ及び学術団体に部長顧問を置く。部長顧問については別にこれを定める。

第7条 本会に次の運営機関を置く。

- ① 学術団体協議会
- ② 体育会
- ③ 文化部連合会
- ④ 中央委員会
- ⑤ 学術団体顧問会
- ⑥ 部長顧問会

2 上記運営機関の規約は別にこれを定める。

第2章 役員及び連絡協議会

第8条 本会に会長を置く。

2 会長は学長を推戴し、会長は会務を総理する。

第9条 本会に副会長6名を置く。

2 副会長は経済学部長、現代政策学部長、経営学部長、理学部長、薬学部長、短期大学副学長の6名をもって構成する。

3 副会長は会長に事故ある時はこれに代る。

第 10 条 第 7 条 1 に定める運営機関の円滑なる連絡を図るために次の協議会を設置する。

① 課外活動連絡協議会

② 学術団体連絡協議会

第 11 条 課外活動連絡協議会は学友会会長、副会長、課外活動部長顧問委員会委員長、副委員長、事務局長、体育会会長、副会長、文化部連合会会長、副会長の 14 名により構成する。

2 特別の場合には父母後援会会長、同窓会会長を含むことができる。

3 課外活動連絡協議会の事務処理は学生サービス課長が当たる。

第 12 条 課外活動連絡協議会は部長、顧問の決定、大学よりの援助金の配付等その他重要事項について審議する。

第 13 条 課外活動連絡協議会の議長は原則として学友会会長がこれに当たる。

第 14 条 課外活動連絡協議会は議長が毎年 1 回これを召集する。

但し、体育会、文化部連合会又は課外活動部長顧問委員会の要請のあったときは議長は 2 週間以内にこれを召集しなければならない。

第 15 条 課外活動連絡協議会は委員の 3 分の 2 以上の出席があったときに成立し、議事は合議により決定することを原則とする。

第 16 条 第 10 条②に定める学術団体連絡協議会は学友会会長、副会長、事務局長、ゼミナール連合会、現代政策学部学生会、経営学部学生会、数学会、化学会、薬学会、短大会の各顧問及びゼミナール連合会、現代政策学部学生会、経営学部学生会、数学会、化学会、薬学会、短大会の各会長、副会長の 32 名により構成する。

2 特別の場合には、父母後援会会長、同窓会会長を含むことができる。

3 学術団体連絡協議会の事務処理は学生サービス課長がこれに当たる。

第 17 条 学術団体連絡協議会は顧問の決定、大学よりの援助金の配付、その他重要事項について審議する。

第 18 条 学術団体連絡協議会の議長は原則として学友会会長がこれに当たる。

第 19 条 学術団体連絡協議会は議長が毎年 1 回これを召集する。

但し、学術団体協議会又は学術団体顧問会の要請があったときは議長は 2 週間以内にこれを召集しなければならない。

第 20 条 学術団体連絡協議会は委員の 3 分の 2 以上の出席があったときに成立し、議事は合議により決定することを原則とする。

第 3 章 会 計

第 21 条 本会の支出は正会員の納入する会費、大学よりの援助金、父母後援会助成金、同窓会援助金、寄付金、その他の収入をもって当てる。

2 配付については中央委員会、体育会、文化部連合会、学術団体協議会の合意により決定する。
但し、大学よりの援助金については別にこれを定める。

第22条 正会員は毎年度春学期分授業料と同時に会費を納入しなければならない。

2 会費は年額 4,000 円とする。

第23条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第24条 学友会の諸団体は次年度の予算編成のためそれぞれ団体に属する上部運営機関である
体育会、文化部連合会、学術団体協議会を通じて中央委員会に資料を提出しなければならない。

2 中央委員会は同資料を審査の上、学生サービス課を経て学友会会長に提出するものとする。

第25条 学友会の諸団体は毎年 5 月 31 日までに前年度の決算報告書をそれぞれの団体の属す
る上部運営機関である体育会、文化部連合会、学術団体協議会を通じて中央委員会に提出しな
ければならない。

2 中央委員会は監査終了後、学生サービス課を経て学友会会長に報告するものとする。

第4章 規約改正

第26条 本会規約の改正は中央委員会、体育会、文化部連合会及び学術団体協議会の委員により、
規約改正委員会を設置し審議する。但し、議長は中央委員会委員長がこれに当たる。

但し、大学の代表委員として、学生部長、学生部副部長、学生サービス課長及び父母後援会、
同窓会の代表 1 名が助言者として参加するものとする。

2 本会の規約改正の決議は委員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、過半数をもって決する。

但し、大学等の代表委員会には議決権はないものとする。

3 可否同数の場合は議長の決するところとする。

4 本会の規約改正が成立したときは改正資料を全学の学生に掲示発表するものとする。

但し、その期間は 1 ヶ月間とする。

第5章 付 則

●第22条第2項に規定されている年会費 4,000 円は昭和 61 年度在学生より徴収するものとする。

●本会の規約は昭和 52 年 11 月 21 日からこれを施行する。

●昭和 58 年 4 月 1 日 一部改正

●昭和 61 年 4 月 1 日 一部改正

●平成 19 年 4 月 1 日 一部改正

●令和 3 年 3 月 19 日 一部改正

城西大学学術団体協議会規約

第1章 総 則

第1条 城西大学学友会規約第7条第2項に基づき城西大学学術団体協議会規約をここに定める。

第2条 本会は城西大学学術団体協議会と称する（以下、本会と称する）。

第3条 本会は城西大学内に本部を置く。

第4条 本会は体育会、文化部連合会及び中央委員会との密接な関係を持つ。

第5条 本会は経済学部ゼミナール連合会、理学部化学会、薬学部薬学会、理学部数学会、経営学部学生会、現代政策学部学生会、短大会により構成する（以下、7団体と称する）。

第6条 本会は7団体を統括し、親密なる相互の連絡と親睦を図る。また7団体が円滑に活動できるよう助長すると共に、本会会員の人格高揚を志向し本会の発展に資することを目的とする。

第7条 本会は本会規約第6条の目的を達成するために次のような機関を置く。

1. 学生会協議会
2. 規約改正委員会
3. 定例会

第8条 7団体についての規約は別にこれを定める。

第2章 役員及び会務

第9条 本会役員は次のことを全て満たすものとする。但し、本会会長が認めた場合はその限りではない。

1. 7団体の役員として半年以上在籍した者
2. 所属団体代表者の推薦を得ている者

第10条 本会役員の選出は毎年7団体から原則として各1名以上選出する。

第11条 本会役員の選出期間は毎年承認の4ヶ月前からとする。

第12条 本会に次の役職を置く。

1. 会長（1名）
2. 議長（1名）
3. 副会長
4. 会計
5. 企画
6. 監査

但し、4、5、6には各長を1名置く。

第13条 会長は以下の会務を行う。

1. 会長は本会を代表し、全ての事項に全責任を負う。
2. 会長は本会の全文書に署名し、その責任を明らかにする。
3. 会長は本会役員に欠員が生じそのことによって活動に支障をきたす場合、早急に補充しなければならない。
4. 会長は学生会協議会の招集を行わなければならない。
5. 会長は7団体の運営監査並びに一定の助言を行わなければならない。

第14条 議長は学生会協議会及び定例会における議事進行を務める。また、会長との兼任は妨げない。

第15条 副会長は会長を補佐し、不在時にはその会務を代行する。

第16条 会計は以下の職務を行う。

1. 会計は本会の学友会配布金、父母後援会助成金並びに寄付金その他の会計を管理する。
2. 会計は学生会協議会に本会の予算・決算を提出する。

第17条 企画は以下の職務を行う。

1. 企画は各行事の企画・運営をする。
2. 企画は情宣活動をする。

第18条 監査は以下の職務を行う。

1. 学友会費における7団体の予算・決算を監査及び検査する。
2. 学術団体監査規定は別にこれを定める。

第19条 役職の承認及び任期は以下に定める。

1. 役職承認時より次年度承認時までの約1ヶ年とし、年度末までを引き継ぎ期間とする。
2. 役職の再任は妨げない。

第3章 機 関

第1節 学生会協議会

第20条 学生会協議会は本会及び7団体の運営を円滑に行うために次のことを行う。

1. 本会と7団体相互の連絡
2. 本会の役員における審議
3. 本会規約改正における承認
4. その他重要事項の審議・承認

第21条 学生会協議会及びその構成員は、本会役員以外の7団体の会長もしくは代表者並びに本会役員で構成する。但し、代表者は会長が委任した場合のみこれにあたることができる。

第22条 学生会協議会の議長及び書記は、本会会長が本会役員より任命する。但し、承認権を有さない。

第23条 学生会協議会は原則として月1回とし、本会会長がこれを招集する。但し、休暇中はこの限

りではない。

第24条 学生会協議会構成員の過半数から要請があった場合、臨時学生会協議会を行う。尚、本会会長は要請から1週間以内に招集し開催しなければならない。

第25条 学生会協議会の承認権は7団体1票とし、全会一致をもって承認する。

第26条 学生会協議会をやむを得ず欠席する場合、会長はあらかじめ本会会長に委任の旨を伝え、代理の代表者を出さなければならない。

第2節 規約改正委員会

第27条 規約改正委員会は本会の規約を審議する機関とする。

第28条 規約改正委員会の委員は本会役員で構成する。

第29条 規約改正委員会の議長及び書記は、本会会長が本会役員から任命する。

第30条 規約改正委員会は年度末ごとに開催し、本会会長がこれを招集する。

第31条 規約改正委員会をやむを得ず欠席する場合、本会役員はあらかじめ本会会長に委任の旨を伝えなければならない。

第3節 定例会

第32条 定例会は本会の運営を円滑に行うために次のことを行う。

1. 本会の企画及び運営
2. 本会の各部署相互の連絡
3. 本会並びに7団体における議題の審議
4. 予算案の作成
5. 本会備品の管理

第33条 定例会及びその構成委員は、本会役員で構成する。

第34条 定例会の議長及び書記は、本会会長が本会役員より任命する。

第35条 定例会は原則として週1回とし、本会会長がこれを招集する。但し、以下の場合はこの限りでない。

1. 試験期間中
2. 長期休暇中
3. 臨時休業中

第36条 本会会長もしくは本会役員の過半数から要請があった場合、臨時定例会を行う。尚、本会会長は要請から1週間以内に招集し開催しなければならない。

第37条 定例会の承認は本会役員の3分の2をもって承認する。

第38条 定例会をやむを得ず欠席する場合、あらかじめ本会会長に委任の旨を伝えなければならない。

第4章 会 計

第39条 本会の運営費は学友会配布金及び父母後援会助成金並びに寄付金その他による。

第40条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

第41条 運営費を支出する場合、予算の範囲内で本会会長の承認を得なければならない。

第42条 会計会務に関することは本会規約第16条に準ずる。

第5章 規約改正

第43条 規約改正委員会で審議した規約改正案は、本会規約第19条3に従い代表委員会の承認をもって改正される。

第44条 本会の規約改正が成立した場合、本会会長は改正資料を2ヶ月以内に、学生サービス課、7団体、体育会、文化部連合会及び中央委員会へ提出する。

第6章 特別条項

第45条 本会は7団体の監査、管理する立場にある故、以下の項目を行使する。

1. 内部情報はいかなる場合でも慎重に扱わなくてはならない。
2. 各学生会の会長運営が学生会運営目的に沿わなく、構成員から一定の申請があった場合のみ、該当会長の業務指導、制限を行う。

第7章 付 則

●本会規約は昭和52年11月21日よりこれを施行する。

●昭和58年4月1日 一部改正

●平成16年4月1日 一部改正

●平成19年4月1日 一部改正

●平成27年4月1日 一部改正

●令和3年3月19日 一部改正

城西大学體育會本部規約

我々城西大学體育會本部は学生の体育活動を通じて城西大学の学生の人間的・社会的向上を図ると共に、学生の自主性と独立性を尊重し城西大学の発展に寄与するものである。

第1章 総 則

第1条 本会は城西大学体育会と称し、本部を埼玉県坂戸市けやき台1-1城西大学内に置く。

第2条 城西大学学友会規約第7条2項に基づき、ここに城西大学體育會規約を定める。

第2章 目的及び事業

第3条 本会の目的は城西大学の建学の精神に基づき、体育会は体育会を通じアマチュア精神にのっとり心身を錬磨し学生間には無論、会員相互の親睦を計り、その成果を以て本学の発展に

寄与する事にある。

第4条 本会は第2条の目的を達成する為、下記の行為を行う。

1. 会員相互の連絡及び体育系各部との共助に関すること。
2. 城西大学及び体育会の発展に必要な施策に協力すること。
3. その他、必要と認められること。

第3章 会員及び組織

第5条 本会は正会員及び特別会員を以て組織する。

1. 正会員は城西大学体育会各部及び同好会に所属する全学生とする。
2. 特別会員は名誉会長、顧問、参与、及び各部部長、コーチとする。

第6条 会員は第2条の目的に賛同し、且つ所定の手続きを終わった者とする。

第7条 会員は次に各項の1つに、該当する時は、常任委員会によってその資格を問う。

1. 退部をして、退会する旨を体育会に申し出た時。
2. 会の名誉を汚した時。
3. 会の統制を乱した時。
4. 正当の理由もなく経費を納入しない時。
5. その常任委員会で認めた者。但し退会の際に部費などに滞納があった場合は滞納分徴収する。

第8条 体育会組織図

体育会の下に課外活動協議会が入る。

第9条 同好会の新設は会長に同好会承認願書を提出し常任委員会に計り、主将会議、総会の承認を得なければならない。

第10条 部の新設に関しては同好会として承認されて、2ヶ年を経過し、本会の目的に則って優勝な成績を有し、会長に部編入願書を提出し主将会議、総会の決議を得なければならない。

第11条 部及び同好会は年度初めに年間計画書を提出し、又随時活動報告書及び公式試合結果表を提出しなければならない。

第12条 部の格下げ及び除名に関しては本会の目的に反した行動及び活動報告書により常任委員会の厳重審査を経て、主将会議、総会の承認により決定する。

第4章 役員

第13条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|-----|
| 名誉会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 監査局長 | 若干名 |

財務局長 若干名
常任委員長 若干名
催事運営局長 若干名

第14条 会長は本会の代表者として本会を総理する。会長選出は新主将会議に於いて、主将会議の推薦及び立候補者の中から1名を選出し、常任委員会及び総会の承認を得、名誉会長の名に於いて任命する。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。副会長の選出は次期会長の推薦及び立候補者の中から常任委員会、主将会議、総会で承認し会長がこれを任命する。

第16条 監査役は常任委員会の推薦した候補者から会長が任命し、監査役は会計を補佐する。

第17条 財務局長は常任委員会の推薦した候補者から会長が任命され、財務局長は監査の補佐をし、監査局長が不在の際にはその仕事を代行する

第18条 常任委員長は常任委員会の推薦した候補者から会長が任命され、常任委員会の代表として常任委員会を取り仕切る。

第19条 催事運営局長は高麗祭をはじめとする行事を取り仕切る。

第20条 催事運営局次長は催事運営局長の補佐をし、催事運営局長が不在の場合はその仕事を代行する。

第21条 役員任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

第22条 体育会役員のリコールは常任委員会を通じ主将会議に於いて審議し総会に於いて決定する

第5章 会 議

第23条 本会に下記の会議を置くものとする。

1. 体育会総会
2. 主将会議
3. 常任委員会

第24条 会員総会は本会員を以て構成する。

1. 原則として年2回、但し必要があると認められた時、会長は臨時総会を招集することができる。
2. 常任委員会での決定事項や主将会議の決議及び承認をすると共に全会員の意思交流を計る。
3. 総会は会員の3分の2を以て成立し出席者の過半数を以て決議成立する。

第25条 会員総会は7日前に会長が公示し招集する。

第26条 常任委員会は常任委員で構成し、本会運営に関して、下記の事項を決議する。但し決議成立には出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

1. 各部、同好会の統制に関する事項
2. 規約の改正及の諸規定の改廃に関する事項。
3. 委員長、事務機関委員の選出に関する事項。
4. 部、同好会の加盟及び脱退又は廃止に関する事項。
5. 予算及び決算に関する事項。
6. その他本会目的達成のための主要事項。
7. 常任委員会は常任委員長を議長とする。但し、議長に支障があるときは他の副会長がこれに代わる。

第27条 常任委員会は毎週1回開くことを原則とする。

第28条 主将会議は各部、同好会の主将によって構成され各部相互の和を計り、常任委員会の決議事項を決議し、承認する。

第29条 主将会議は常任委員会とは別に、必要性が生じた際に執り行う。

第6章 会 計

第30条 本会の諸経費は城西大学学友会の配布金、寄付金及びその他の収入を以てこれにあてる

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月末日に終わる。

第7章 賞 罰

第32条 本会の目的達成のために尽し抜群の成績を収めた本会員、又は部、同好会に対して常任委員会で審査し主将会議の承認を得て会長がこれを当てる

第33条 本会目的に反した本会員又は部、同好会は第6条に従い、常任委員会、主将会議に図りこれを決定し、会長は次の処分を行う。

1. 懲戒処分
2. 除名処分（総会の議決承認を得る）
3. 練習処分
4. 配布金支給停止

第34条 規約改正及び諸規定の改廃に関しては常任委員会で審議し、主将会議、総会に於いて承認された場合とする。

第8章 規約改正

第35条 本会会則の改正は以下の場合に規約改正について審議する。

1. 體育會本部が必要と認めた場合
2. 代表委員会が議決した場合、もしくは体育会会員の4分の1の発議により文書をもって連名で会長に提出があった場合。

第36条 本会会則の改正は、総会において出席者と委任状を合わせた4分の3以上の承認によっ

て成立し、この時から効力を発する。

第37条 規約改正が成立した場合、本会会長は改正資料を2ヶ月以内に学生サービス課、所属団体、中央委員会、文化部連合会本部、学術団体協議会及び学友会本部へ提出する

第9章 付 則

- 平成22年4月1日より改正規約を施行する。
- 令和3年3月19日 一部改正

城西大学文化部連合会会則

第1章 総 則

第1条 城西大学学友会規約第7条2項に基づき、ここに城西大学文化部連合会本部規約を定める。

第2条 本会は城西大学文化部連合会と称する。

第3条 本会は城西大学内に本部を置く。

第4条 本会は本会加盟団体の独立と自主性を尊重し、相互の密接なる協力により大学生の学術文化活動を促進し、併せて親睦を図り、学生生活の向上に寄与することを目的とする。

第5条 本会会員は本会加盟団体（クラブ及び同好会）の構成員からなる。

第6条 本会会員は本部の主催する行事に参加する義務を有する。

第7条 本会に次の機関を置く。

1. 本 部
2. 議長及び副議長
3. 代表委員会
4. 総会
5. 同好会
6. クラブ

第2章 機 関

第1節 本部

第8条 本部は本会加盟団体を統一した本会の最高機関であり、本会会則の基本目的及び総会の定める基本方針に基づいて本会の運営を行う。

第9条 本部役員の資格は本会加盟クラブ在籍の者とする。

第10条 本部役員は前年度中に代表委員の承認を得て、総会における承認をもって選出する。

第11条 本部役員の任期は後期総会にはじまり、翌年度後期総会までの1年で当該年度のみと

する。

第12条 本部は原則として、会長、副会長、監査局、財務局、渉外局、渉内局、総務局、広報局によって構成する。

第13条 各局長の資格は本会在籍1年以上の者とする。

第14条 本部は次の職務を行う。

1. 代表委員会及び総会の議決に基づくすべての業務を行う。
2. 本会の予算案を作成し、代表委員会に報告する。
3. 本会の決算案を作成し、本会加盟団体の代表者の要請ある時に報告する。
4. 本会の活動方針原案を作成し、代表委員会に提出する。
5. 本会加盟団体を統轄する。
6. 本会加盟団体の予算を管理し、その活動について責任を負う。

第15条 本部は原則として次の役職を置く。

1. 本部役員

会 長

副会長

監査局

財務局

渉外局

渉内局

総務局

広報局

第16条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第17条 副会長は次の職務を担当する。

1. 会長を補佐し、会長に事故ある時にその職務を代行する。
2. 本部年間計画の作成

第18条 監査局は次の職務を担当する。

1. 本会加盟団体の審査
2. 本部の内部監査
3. 会計審査

第19条 財務局は次の職務を担当する。

1. 本会会計の管理・指導
2. 本会の予算及び決算報告の作成と代表委員会への報告
3. 本会の予算の管理

第20条 渉外局は本部が主催する行事の運営を担当する。

第21条 渉内局は本部内の行事の運営を担当する。

第22条 総務局は次の職務を担当する。

1. 本会加盟団体との連絡及び庶務一般
2. 連絡会の運営

第23条 広報局は次の職務を担当する。

1. 本会の広報活動全般
2. 文連会誌、文連会報、その他印刷物の編集及び発行
3. インターネットのホームページの企画作成及び運営
4. 本会掲示板の掲示物の管理

第2節 議 会

第24条 本会は代表委員会及び総会の議事運営にあたる議長1名、副議長1名、議事録を製作する書記長を1名、書記補佐を1名置くことを原則とする。

第25条 議会役員は総会において会長が推薦し、代表委員会及び総会の出席過半数の同意により選出する。

第26条 議会役員の資格は本会加盟クラブ在籍の者とする。

第27条 議会役員の任期は1年とし、当該年度のみとする。

第28条 議長は次の職務を担当する。

1. 代表委員会における議事運営
2. 総会における議事運営
3. 本会会員名簿の管理
4. 選挙管理
5. 除名届けの管理

第29条 副議長は次の業務を担当する。

1. 議長を補佐し、議長に事故ある時にその職務を代行する
2. 総会において議長に対する不信任案が発議された場合に議事運営を担当し、その審議を全ての議事に優先して行う。

第30条 書記長は、次の職務を担当する。

1. 議事録の作成
2. 書状の管理・指導

第31条 書記補佐は次の職務を担当する。

1. 書記長を補佐し、書記長に事故ある時にその職務を代行する。

第32条 除名届は本会加盟団体の代表者と副代表者の承認のもと文化部連合会から除名とする。

第33条 除名届により除名された構成員は、除名された期日から次年度中の文化部連合会への入会を禁ずる。

第3節 代表委員会

第34条 代表委員会は本会加盟団体の提案を議するところであり、本会運営に関する議決機関である。

第35条 代表委員会は本会加盟団体の代表者1名によって構成する。但し、本部及び同好会代表者は議決権を有さない。

第34条 代表委員会は次の場合に会長が招集する。

1. 会長が必要と認めた場合
2. 本会加盟クラブ代表者の3分の2以上の要請があった場合

第36条 代表委員会は本会加盟団体代表者の3分の2以上の出席をもって成立する。

第37条 代表委員会は次の事項を審議する。

1. 本会の活動方針
2. 予算案の承認
3. 新規団体の本会への加盟
4. 本会加盟団体の本会からの退会
5. 本会加盟団体の処分
6. 本部役員の選出
7. 本会会則の改廃
8. その他、本部及び加盟クラブの代表者によって審議を要請された本会に関する重要事項

第38条 代表委員会の議事運営は議長がこれを行う。

第39条 代表委員会の議決は過半数をもって決定する。

第40条 代表委員会議事録は書記が作成する。

第41条 代表委員会の議事録の保管は本部が行い、管理制限は3年とする。

第4節 総会

第42条 総会は本会の最高議決機関である。

第43条 総会は代表委員会で議決されたうち重要度の高い事項、代表委員会から判断を委ねられた事項を取り扱う。

第44条 総会は本会加盟団体構成員からなる。

第45条 定期総会は前期と後期に開く。

第46条 臨時総会は代表委員会が臨時総会の開催を議決した場合に開く。

第47条 総会は会長が招集する。

第48条 総会の議事運営は議長がこれを行う。

第49条 会長は総会に先立って代表委員会を招集し、本部は代表委員会の決議をもとに総会における審議事項を明記した委任状用紙を作成、本会各加盟団体に配布する。

第50条 委任状は総会で審議される議案について議決権行使書としての役割をもつ。

第51条 総会は出席と規定の委任状をあわせて本会加盟団体構成員のうち、薬学科以外の4年生、及び短大2年生、薬学科5年生以上を除いた総数の3分の2以上をもって成立する。

第52条 総会の議決は出席と規定の委任状を合わせた過半数をもって成立する。

但し、規約改正に限って4分の3以上を要するものとする。

第53条 総会における質疑応答の後、議長は委任状・出席者の賛成数を集計し、議決する。

第54条 前期および臨時総会は本加盟団体から部長、副部長、会計、その他2名の計5名の出席を要請する。

第55条 後期総会は本会加盟団体構成員のうち、薬学科以外の4年生及び短大2年生、薬学科5年生以上を除いた全員の出席を要請する。

第5節 同好会

第56条 新規団体の本会への加盟は、本部の指定期日に必要書類を提出の上、代表委員会の承認を得て、総会で審議され、承認をもって同好会としての加盟を認めるものとする。

第57条 同好会がクラブに昇格するには、一年以上同好会としての活動を要し、本部の指定期日に必要書類を提出した上で本部、代表委員会及び後期総会において審議し承認を得なければならない。

第58条 同好会の代表者は次のものを本部の要請に応じて提出する義務がある。

1. 年間活動計画書
2. 同好会構成員名簿
3. 活動報告書
4. その他、本部より要請があった書類

第59条 同好会の代表者は連絡会及び代表委員会、総会に出席する義務を有する。但し、議決権はない。

第60条 同好会は本会から活動においての援助を受ける権利を有する。但し、配布金を受ける権利はない。

第6節 クラブ

第61条 第56条によって昇格した同好会をクラブと称する。

第62条 本会加盟クラブは、5名以上（薬学科以外の4年制及び短大2年生、薬学科5年生以上を除く）によって構成されなくてはならない。また、構成員は本学及び城西短期大学の学生に限る。5名に満たない場合、総会において承認を得て同好会に降格する。

第63条 クラブの本会からの大会は、必要書類を本部に提出し、クラブ代表者が代表委員会で

その旨を受け、総会にて承認されて完了する。

第64条 クラブ代表者は、次のものを本部の要請に応じて提出する義務を有する。

1. 年間活動計画書
2. 年間活動報告書
3. 予算要望書
4. クラブ構成員名簿
5. その他、本部の要請があった文書

第65条 クラブ代表者は、次の行事に出席する義務を有する。

1. 本部の主催する行事への参加
2. 連絡会への出席
3. 代表委員会、総会への出席

第66条 各クラブは、1名以上を本部役員として出向させる義務を有する。但し、派遣することにより活動が不可能になると判断された場合は代表委員会、総会をもって免除する。

第67条 クラブは配布金を受ける権利を有する。

第68条 クラブは部室を受ける権利を有する。

第69条 クラブは本会からの援助を受ける権利を有する。

第70条 クラブの構成員は議決権を有する。

第71条 クラブは諸事情により活動困難になった場合、必要書類を本部に提出し、代表委員会の承認を得て、総会で審議され承認されることにより、活動を1年間休止状態とする権利を有する。

第72条 休止状態にあるクラブは第61条、64条、65条、66条、69条により規定される、権利、義務を有さない。

第73条 休止状態にあるクラブは本部の要請に応じ、連絡会及び代表委員会、総会に出席する義務を有する。但し、議決権はない。

第74条 活動を再開するためには、本会へとその旨を届け出て代表委員会と総会で承認を得なければならない。

第75条 休止状態から次年度前期総会までに活動を再開しなかった場合、代表委員会及び前期総会において審議し、本会より除名する。但し、構成員の要請により総会の承認をもって1年間の休止状態の延長を行える。

第3章 財 務

第76条 本会の諸費用は、城西大学学友会及び父母後援会の配布金、寄付金、その他の収入による。

第77条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 審査規定

第78条 以下に掲げる項目をクラブ審査の対象とする。

1. 次に掲げる文章の本部指定提出期限の遅延

年間活動計画書、年間活動報告書

予算要望書

文連会誌の原稿

その他、本部より要請のあった文章

2. 次に掲げる出席

C J P（図書館前および学友館）の参加

本部の主催する行事への参加

連絡会への出席

代表委員会、総会への出席

3. 本部への本部役員派遣

4. 学内、学外において本会の目的に著しく反する行動をとった団体及び個人

第79条 クラブは第77条に照らし合わせ、本部の判断のもと代表委員会にて審査される。

第5章 罰則規定

第80条 審査の結果、第77条に掲げる条件に該当するクラブは、以下に掲げる項目において処罰される。

1. 予算削減

2. 予算停止処分

3. 活動停止処分

4. 援助停止処分

5. 権利剥奪処分

6. 文化部連合会本部所属の同好会への降格処分

7. 文化部連合会本部からの除名処分

第81条 第79条の処分は代表委員会または総会によって決定する。

第6章 規約改正委員会

第82条 本会会則の改正は以下の場合に規約改正委員会を組織し、審議する。

1. 本部が必要と認めた場合

2. 代表委員会が議決した場合、もしくは全会員の4分の1以上の発議により文書を持って連名で会長に提出があった場合。

第82条 本会会則の改正は、総会において出席者と委任状をあわせた4分の3以上の承認によって成立し、この時から効力を発する。

第84条 規約改正委員長の資格は、本会在籍2年以上の者とし会長が任命する。また、規約改正委員の資格は本会会員のみとし、同委員会の書記は議会の書記長が代行する。

第85条 規約改正委員会の任期は、規約改正の発議より6ヶ月とする。

第86条 規約改正が成立した場合、本会会長は改正資料を2ヶ月以内に学生サービス課、所属団体、中央委員会、体育会、学術団体協議会及び学友会本部へ提出する。

第7章 付 則

- 昭和43年2月1日 文化部連合会本部発足 同時に文連会則施行
- 平成20年10月1日 一部改正
- 平成21年11月20日 一部改正
- 平成27年11月20日 第70条から第74条までを追加
- 令和3年3月19日 一部改正

城西大学中央委員会規約

第1章 総 則

第1条 城西大学学友会規約第7条2項に基づき、ここに城西大学中央委員会規約を定める。

第2条 本会は城西大学中央委員会と称する。

第3条 本会は城西大学内に本部を置く。

第4条 本会は城西大学学友会正会員をもって構成し、城西大学学友会機関である体育会、文化部連合会、学術団体協議会の協議執行機関として運営される。

第5条 本会会員は本会の活動によって生ずる恩沢を平等に受ける権利と体育会、文化部連合会及び学術団体協議会を通じて本会活動に参加し、本会規約と決議事項を遵守する義務を有する。

第6条 本会は次の職務を行う。

1. 代表者協議会の承認決定に基づく職務
2. 本会運営に関する審議、議決及び執行
3. 父母後援会が認めた学生諸団体への助成金配布の決定。
4. その他重要事項及び前項に付随した広報宣伝を行う。ただし、本会及び各委員は職務上中央委員会の名を汚すことのないよう厳に慎むものとする。

第7条 本会に次の会議を置く。

代表者協議会

第8条 本会に次の機関を置く。

1. 高麗祭実行委員会
2. 生活委員会

3. その他各種委員会

第9条 本会に顧問1名を置く。

第2章 目 的

第10条 本会は体育会、文化部連合会、学術団体協議会の自主性を尊重し、両協議会の運営が円滑に行なわれることを目的とし、もって両協議会相互の親睦を深め本学学友会の発展に寄与するものとする。

第3章 役員及び会務

第1節 役 員

第11条 本会は、体育会、文化部連合会及び学術団体協議会より選出し次の役員を置く。

- (1) 委 員 長 (1名)
- (2) 副 委 員 長 (2名)
- (3) 議 長 (1名)
- (4) 副 議 長 (2名)
- (5) 書 記 (2名)
- (6) 会 計 (2名)
- (7) 監 査 (3名)
- (8) 渉 外 (3名)

第12条 1. 本会の委員長、副委員長及び議長、副議長は体育会、文化部連合会、学術団体協議会の代表委員がこれにあたる。

2. 下部団体の副委員長は本会活動に参加する。

第13条 本会委員の任期は承認時より翌年11月30日までとし再任は妨げない。

第14条 1. 本会の委員長は、体育会、文化部連合会、学術団体協議会の代表者であり、又本会を総轄し全ての事項に対し全責任を負うものとする。

2. 本会の委員長は学友会規約改正における規約改正委員会の議長を兼任する。

第15条 本会委員に欠員が生じた場合には中央委員会委員長は速やかに欠員を補充しなければならない。

第16条 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。

第17条 議長は本会及び協議会の議事進行を円滑に行う。

第18条 副議長は議長を補佐し、議長不在の時はその職務を代行する。

第19条 書記は一般事務及び会議の記録を行う。

第20条 会計は次の職務を行う。

- 1. 本会の予算、学友会費、並びに父母後援会助成金全ての会計管理を司どり本会予算案及び決算報告を代表者協議会に提出する。

2. その他会計庶務一般を行う。

第21条 監査は学友会費、父母後援会助成金並びに本会全ての活動を監査する。尚、体育会、文化部連合会、学術団体協議会所属団体の監査はこれを含まない。ただし、必要ある場合は学友会の円滑な活動を促すことができる。

第22条 渉外は、他大学の学生執行機関との交流を行う。

第2節 代表者協議会

第23条 代表者協議会（以下単に協議会と称する。）は体育会、文化部連合会、学術団体協議会の各代表者（各協議会正副議長を含む）3名及び中央委員会の代表者（正副委員長）3名によって構成する。尚、必要に応じて学生諸団体、本会会員及び大学側代表者、父母後援会代表者の参加を認めることができる。

第24条 協議会の議長及び書記は中央委員会の議長及び書記が兼任する。ただし、中央委員会代表者に含まない。

第25条 1. 協議会は代表者全員の出席により成立し、議事は原則として合議により決定する。
2. 代表者はやむをえず欠席する場合、あらかじめ議長あてに委任状を提出しなければならない。

第26条 協議会は次の事項の審議、承認及び議決を行う。

1. 中央委員会役員の選出
2. 学友会予算の調整
3. 学友会費の決算報告及び監査報告
4. 中央委員会規約改正
5. 中央委員会、体育会、文化部連合会、学術団体協議会より提出される議題

第27条 定例協議会は毎月1回とし協議会議長がこれを招集する。ただし、休暇中はこの限りではない。

第28条 臨時協議会は次の場合協議会議長が招集する。尚、議長は要請後一週間以内に招集しなければならない。

1. 中央委員会、体育会、文化部連合会、学術団体協議会から要請があった場合
2. 大学及び父母後援会から要請があった場合

第3節 高麗祭実行委員会

第29条 高麗祭実行委員会は本会の下部組織とする。

第30条 1. 高麗祭実行委員会正副委員長は代表者協議会の承認をもって中央委員会委員長が任命し正副委員長は中央委員会委員となる。
2. 正副委員長以外の役員は本会の承認をもって高麗祭実行委員会委員長がこれを任命する。

第31条 高麗祭実行委員会は中央委員会がその全ての責任を負い活動計画等は本会の承認を必要とする。また、正副委員長は会計報告及び活動報告を本会に提出しなければならない。第32条 高麗祭実行委員会運営費は中央委員会運営費に含まれる。

第33条 高麗祭実行委員会のその他の事項については高麗祭実行委員会規約を別に定める。

第4節 生活委員会

第34条 生活委員会は中央委員会の下部組織とする。

第35条 生活委員会は学生食堂の値上げ、値下げ、セルフサービス、その他食堂に関する諸問題その他、学内美化等学生生活全般の問題について検討を加え改善に努力し、委員長1名、副委員長2名をおく。

第36条 生活委員会正副委員長は本会より選出し、正副委員長は本会の委員を兼任する。

第37条 1. 生活委員会は正副委員長の他に生活委員8名をおく。

2. 生活委員は、体育会、文化部連合会、学術団体協議会より8名選出する。ただし、生活委員は、中央委員以外とし中央委員としての資格を有しない。

3. 生活委員に欠員が生じた場合は補充し、本会において必要と認めた場合は増員することができる。

第38条 生活委員会正副委員長は必要と認めた場合、本会の承認をもって各係を置くことができる。諸係は生活委員会において選出する。

第39条 生活委員会は中央委員会がその全ての責任を負い活動計画等は本会の承認を必要とする。また正副委員長は会計報告及び活動報告を本会に提出する。

第40条 生活委員会運営費は中央委員会運営費に含まれる。

第41条 生活委員会に関するその他の事項については、本会の規約に基づくものとする。

第5節 その他各種委員会

第42条 中央委員会は必要に応じその他各種委員会を置くことができる。

第43条 各種委員会は中央委員会の下部組織として本会の決定に従う。

第44条 原則として、各種委員会は委員長1名、副委員長2名又は代表者1名を置く。

第45条 各種委員会は正副委員長又は代表者の他に各種委員を置くことができる。ただし、各種委員は本会の承認をもって各種委員会委員長又は代表者がこれを任命する。

第46条 各種委員会は中央委員会がその全ての責任を負い、活動計画等は本会の承認を必要とする。また、正副委員長又は代表者は会計報告及び活動報告を本会に提出する。

第47条 各種委員会に関するその他の事項については本会の規約に基づく。尚、必要に応じて各種委員会規約はそれぞれ別にこれを定める。

第48条 各種委員会の運営費は中央委員会運営費に含まれる。ただし、運営費の決定は本会の協議をもって決定する。

第4章 財 政

第49条 1. 本会の運営費は学友会費配布金、父母後援会助成金並びに寄付金その他による。

2. 本会運営費には高麗祭実行委員会、生活委員会並びに各種委員会の運営費を含む。

第50条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、会計報告は本規約第20条第1項に基づく。

第5章 規約改正

第51条 規約改正は本会、体育会、文化部連合会並びに学術団体協議会で慎重に審議したのち改めて代表者協議会で審議し、全会一致をもって改正できるものとする。

第6章 付 則

●本会規約は昭和52年11月21日からこれを施行する。

●昭和58年4月1日 一部改正

●平成2年11月26日 一部改正

学術団体顧問会規約

第1条 城西大学学友会規約第7条2項の規程に基づき学術団体顧問会を設置する。

第2条 本会は城西大学学術団体（経済学部ゼミナール連合会、現代政策学部学生会、経営学部学生会、数学会、化学会、薬学会、短大会の7団体）の健全円滑な発展の助成を目的とし、指導助言を与えるものとする。

第3条 本会の顧問は原則として学部長又は学科主任がこれに当たる。

第4条 本会は学術団体の指導運営のため毎年1回学友会会長の招集により学術団体顧問会議を開催するものとする。

2 本会の議事は合議制により決するものとする

3 本会の議長は学友会会長がこれに当たる

4 学術団体顧問会の事務処理は学生サービス課長がこれに当たる

第5条 学術団体顧問会の業務は次の通りとする。

(1) 学術団体協議会との円滑なる連絡協議会を行う

(2) その他の重要事項の審議

第6条 本会の運営資金は大学援助金、父母後援会助成金その他の収入をもってあてる。

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8条 本会は毎年12月31日までに次年度の予算編成のための必要な資料を学友会会長に提出する。

2 本会は毎年4月30日までに前年度の決算報告書を学友会会長に提出しなければならない。

付 則

- 本会規約は昭和52年11月21日よりこれを施行する。
- 昭和58年4月1日 一部改正
- 平成19年4月1日 一部改正

課外活動部長顧問会規約

第1条 城西大学学友会規約第7条2項の規程に基づき部長顧問会を設置する。

第2条 本会は城西大学学友会の課外活動の健全円滑な発展の助成を目的とする。

第3条 本会は部長（体育会）顧問（文化部連合会）をもって構成する。

第4条 部長顧問の資格は城西大学の教授、准教授、専任講師とする。

2 部長顧問はその所属するクラブの会務に指導助言を与えるものとする。

3 部長顧問は所属するクラブ以外の団体の部長顧問を原則として兼任することができない。

4 部長顧問の任期は2年とし再任を妨げない。

第5条 部長顧問を委嘱する場合は、前条第1項の規定により各団体の学生責任者の推薦と課外活動連絡協議会の決定にもとづき学友会会長が委嘱する。

第6条 部長顧問会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 1 名

幹 事 若干名

2 会長、副会長は部長顧問委員会の委員長、副委員長を兼務するものとする。

3 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第7条 会長は本学専任教授の中から学友会会長が指名し委嘱する。会長は部長顧問会の会務を総理する。

2 副会長は本学専任教授の中から学友会会長が指名し委嘱する。副会長は会長に事故があるときはこれに代る。

3 幹事は部長顧問会にて部長顧問の中から選出する。

第8条 部長顧問会の運営を円滑にするため学友会会長の招集により年1回総会を開催する。

2 部長顧問会の総会は課外活動部長顧問委員会の委員を選出する。

3 部長顧問の委嘱

4 その他

第9条 部長顧問総会は部長顧問の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。但し委任票決はこれを認めない。

2 部長顧問総会の事務処理は学生サービス課長がこれに当たる。

第10条 部長顧問委員会は次の役員をもって構成する。

体育会代表部長 3名

文化部連合会代表顧問 3名

2 部長顧問委員会の業務は、次の通りとする。

- (1) 部長顧問の承認
- (2) 体育会、文化部連合会との円滑なる連絡協議を行う
- (3) その他重要事項の審議

3 部長顧問委員会の事務処理は学生サービス課長がこれに当たる。

第11条 クラブ団体には必要に応じて監督、コーチ及び指導者をおくことができる。

2 監督、コーチ及び指導者は所属するクラブ団体に技術の指導助言を与えるものとする。

3 監督、コーチ及び指導者は当該クラブ団体の推薦により部長顧問の承認を得て学友会会長が委嘱する。

4 監督、コーチ及び指導者の任期は2年とし再任を妨げない。

第12条 監督、コーチ及び指導者は技術指導の研鑽を目的として指導者会議を設置する。

第13条 指導者会議に次の役員を置く。

議長 1名

副議長 1名

幹事 若干名

2 上記役員は指導者会議の互選により選出するものとする。

第14条 指導者会議の議決は原則として合議制によるものとする。

第15条 部長顧問会及び指導者会議の運営資金は大学援助金、父母後援会助成金、その他の収入をもって当てる。

第16条 部長顧問会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条 部長顧問会は毎年12月31日までに次年度の予算編成のために必要な資料を学友会会長に提出する。

2 部長顧問会は毎年4月30日までに前年度の決算報告書を学友会会長に提出し、部長顧問総会の承認を得なければならない。

付 則

本会規約は昭和52年11月21日よりこれを施行する。

○平成19年4月1日 一部改正